

米政府が提案した国外でためた利益への課税イメージ

グローバル企業の税逃れ 新たな対策

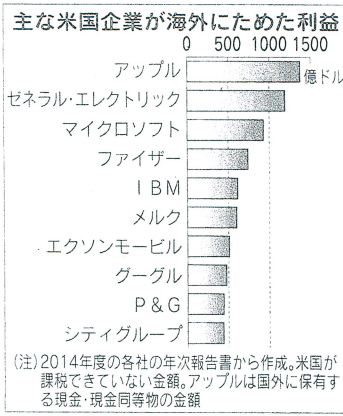
米、国外利益に一律課税

10年で61兆円 企業反発

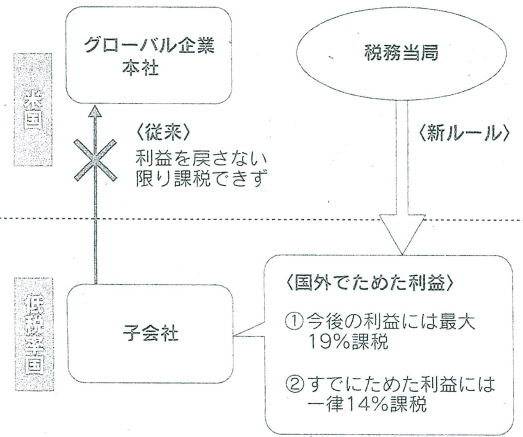
米国が自国内に本社をもつグローバル企業の税逃れ対策に苦しんでいる。これまで実施してきた企業の国際的な租税回避に歯止めをかける対策は十分な効果を生み出せていない。新たに企業が国外にためた利益に一律課税する考えを打ち出したが、実現できるかは不透明だ。米国の苦悶はグローバル企業への課税の難しさを改めて浮き彫りにしている。

〔編集委員 菅原誠吾〕

「(税制の)抜け穴を016会計年度(15年10月)の予算案で、外国に利益をためている企業への恩恵を止める」。オバマ米大統領は1月20日の一般教書で、米企業が海外で稼いだ利益を一律19%の税率で課税することを提議した。今後、大統領は2度、海外にためた利益に10%の税率を課税する案を提出する可能性がある。



「(税制の)抜け穴を016会計年度(15年10月)の予算案で、外国に利益をためている企業への恩恵を止める」。オバマ米大統領は1月20日の一般教書で、米企業が海外で稼いだ利益を一律19%の税率で課税することを提議した。今後、大統領は2度、海外にためた利益に10%の税率を課税する案を提出する可能性がある。



国際課税ルールの見直しや米国の税制改正動向をどうみるべきか。企業税の租税回避問題に詳しい本庄資・名古屋経済大名誉教授に聞いた。

「先進各国などが協力し、国際課税ルールの見直しを進めているのは画期的だ。国際法では他国の課税主権に干渉しないというルールがある。だが、それを守るだけではグローバル企業が税制の違いを突いて租税回避する動きに対処できない。日本は率先して防止策を法制化し、新興国にも対応を促すべきだ」

日本、率先し法整備を

名古屋経済大 本庄名誉教授に聞く

「各国は税源浸食対策で協力する一方、企業を自国に誘致しようと税率引き下げ競争をしている。さらに課税ベースの縮小競争も始まっている。欧州連合(EU)は域内の課税ベースをそろえようと努力しており、世界各国もこうした方向を目指す必要がある」

「米国の税率を引き下げて、米企業はそれほど本国にお金を戻さないだろう。仮にオバマ政権が国外にためた利益に課税しても、米企業はインバーションを実施し、国外の利益に対して米国の課税権が及ばないようにするだろう」

に利益を戻さなければ課税されないため、企業は国外の利益を低税率の国にためている。

米企業はどんな手法をとっているのか。主に利子や配当の支払いや、ロイヤルティなど知的財産利用料の支払いが非課税になる国々の仕組みを使い、高税率の国で稼いだ利益を低税率国の子会社に集めている。米国には租税回避地(タックスヘイブン)の課税制度もあるが、企業は様々な手法で抜け穴を使っている。

その一例が米ウォルト・ディズニード。同社は欧州などで得た利益を配当や利子の形でルクセンブルクの子会社に吸い上げている。集めた利益は10年からの4年間で約10億ドル(約1300億円)に達している。米政府はこれを抑制する対策を導入したが、早くも限界が見え始めている。外国企業が米企業を買収する場合は、米企業を買収する場合を含めた包括的な対策が必要だ。

2月にはカナダの製菓

欧米の労働団体などの調査によると、米マクドナルドも欧州の販売店が支払うロイヤルティ料などをルクセンブルクの子会社に集めている。13年までの5年間で37億ドルの収入があったが、同国の税負担は計1600万ドルにとどまったという。

こうした仕組みについて、米企業は「いずれも各国のルールを順守している」と主張している。米企業は海外にためた利益は合計で2兆1千億に上るとの試算もある。

米政府はこれまでもグローバル企業の節税策に歯止めをかけるようとしてきた。昨年9月には親会社を国外に移して節税する手法(インバーション)を抑制する対策を導入したが、早くも限界が見え始めている。外国企業が米企業を買収する場合は、米企業を買収する場合を含めた包括的な対策が必要だ。

会社バリエーションが米同業のサリックスを買収する」と発表。アイルランド同業も同社買収に名乗りを上げた。9月に導入したルールを契機に米企業がM&A(合併・買収)の草刈り場となりつつある。この動きが広がれば、国外にためた利益に一律課税する新たな対策も効果が薄れかねない。

オバマ大統領は09年の就任以降、海外課税の抜け穴を、さき法改正を提案してきたが、企業寄りな共和党の反対で実現できなかった。今回の提案は法人税率の引き下げも含まれている。共和党側も話し合う余地があるとの見方が出ているが、国外

でためた利益に対する一律課税は企業の反発で難航が予想される。

日本、95%非課税

日本では09年、海外子会社から日本の親会社に配当した場合に95%まで非課税とする制度を導入した。円安で企業が国内投資に回帰する動きもあり、資金が戻るようになった。

一方、米企業は海外の利益をそのまま海外投資に回す傾向が強い。米国が法人税率を下げたり利益を本国に戻す際に非課税にしたりしても、自国の雇用創出にはつながりにくいとの声もある。

米国の企業税制改革の

一方は、日本を含めた各国の税制にも影響を与えよう。米国の税率引き下げ競争に加われば、外国企業を誘致したい国が一段と税率を下げるなどの優遇措置を打ち出す可能性がある。

「米企業は経済協力開発機構(OECD)の国際課税ルールの見直しなどを見越して、2国間取引を使わずに節税する新たな方法を探り始めている」(大手税理士法人の専門家)。企業の活力をそがずに税負担の公平性に配慮したルールをどう構築すべきか。一国だけでは対応に限界があり、世界各国が協調しなければ実効性は得られない。